

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成29年1月11日(水) 午前8時00分 開議

場 所 宇治市役所 601会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 議案第1号 平成28年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	加 賀 爪 毅
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	澤 畑 信 広	副 部 長	伊 賀 和 彦
参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	瀬 野 克 幸
教育総務課長	縄 手 弘	学校教育課長	井 上 宜 久
学校教育課副課長	三 村 敦		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	上 田 ひ と み	教育総務課主任	高 木 紗 代 子
-------------	-----------	---------	-----------

開 会 (午前8時00分)

開会宣言 委員長が1月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定により、中筋委員を指名する。

日程第 2 会期について

委員長から 1 日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第 3 教育長報告

(1) 望ましい中学校の昼食のあり方について

以上 1 件を報告する。

[説 明]

(1) 望ましい中学校の昼食のあり方について

昨年の 12 月 22 日に開催された 12 月定例教育委員会の中で、中学校給食に触れた論議があり、委員長より「中学校給食の方式などの調査を早急に進めていく必要がある。次回の教育委員会では、食育・就学援助といった観点から論議を行いたい。」というご指摘があり、この事に関して報告を行う。

まずは、食育の観点より「学校給食をどのように考えるか」という点について説明する。学校給食は年間 180 食程度であり、子どもたちの食事回数の 6 分の 1 食に過ぎない。一方、家庭での食事は、学校給食より 200 食分多く、食育の基本は、家庭において食育の推進が重要である事には変わりがない。ただ、昼食提供事業のアンケート結果において、パン食やコンビニ弁当など栄養バランスに偏りがあるのではないかと思われる面があった。

また、食育基本法では、学校給食の主たる目的が栄養改善から食育へ改訂されるなど、食育を推進していくうえで学校給食が重要な役割を期待されおり、正しい食事や食習慣を身に付け、食の自己管理ができる生徒の育成など、教育の一環として実施する事が望ましいとされている。

次に、就学援助制度の対象や人数について説明する。就学援助制度の対象となる要保護生徒は、平成 27 年度で 123 人、準要保護生徒は 884 人、そのうち市教委が費用を援助するのは、準用保護生徒となり、仮に中学校給食を実施した場合 4,500 万円程度の経費が見込まれる。

[質 疑]

[委 員] 現在、宇治市の中学校が行っている食育内容は、こういったものがある

のか。

[事務局] 中学校の食に関する指導については、全体計画を教育計画に位置付け、年間を通して各教科領域で指導している。具体的には、技術家庭科の家庭分野では調理実習などを、宇治学（総合的な学習の時間）では弁当の日を設け食材選びから調理まで行い料理に親しむ、校外学習を含めた特別活動では様々な取組をしており、各教科領域で学習する機会を設けている。

教育課程ではないが、部活動の顧問からは、休養と関連付け運動量が多くなるこの時期に必要な栄養素について、スポーツ整形の医者からは、中学生に多い鉄欠乏症の貧血予防に関する栄養トレーニング、また、柔軟体操による筋肉疲労回復トレーニングを行っている。

このように色々な観点から指導を行い、生徒の自己管理の能力を育成している。

[委員] 現在も、家庭からの持参弁当を基本としているが、その考え方について教えてほしい。

[事務局] 本市における中学校の昼食は、家庭からの持参弁当を基本としており、成長期における体格差や食事量など個人差が顕著に現れる時期に、子どもの成長や栄養バランスに配慮しつつ量や内容を調整できる事を始め、食物アレルギーや食べ残し等から健康状態に合わせてきめ細やかに調整できる事や、思春期の子どもと親とのコミュニケーションの役割も担っている。これは、昼食提供事業のアンケートにおいても、生徒・保護者の双方からあった意見であり、持参弁当の役割について改めて実感できた。

[委員] 学校給食と持参弁当両方に長所があり、意見が多い・少ないという事での論議は難しい。それぞれに、評価されるべき点があるという事がわかった。

[委員] 準要保護生徒に係る国や京都府からの補助金制度は、どうなっているのか。

[事務局] 準要保護生徒に係る経費は、国や府からの補助金の制度ではなく、地方交付税で一定措置される。

[委員] 要保護生徒に対する補助金の制度は、どうなっているのか。

[事務局] 要保護生徒については、生活保護制度で対応する事となっている。平成27年度の要保護生徒123人に対し、仮に中学校給食を実施した場合、600万円程度の経費が生活保護費で必要となる。生活保護制度には、経費に対して国から4分の3の財源が入る仕組みとなっており、要保護生徒に係る中学校給食費についても同様となる。

[委員] 中学校昼食提供事業にも、要保護生徒や準用保護生徒に対し国から補助金はでるのか。

[事務局] 平成21年4月1日から施行された学校給食実施基準には、「第2条に学校給食はこれを実施する学校においては、当該学校に在学する全ての児童

又は生徒に対して実施するものとされる」と書かれており、現在の選択式での中学校昼食提供事業では学校給食とはみなされず、国からの補助金の対象とはならない。

[委員] 小学校と中学校の給食単価の差はどれぐらいか。

[事務局] 小学校は、低・中・高学年それぞれ学年ごとに単価が異なっているが、概ね250円程度、中学校は285円と国が取りまとめた資料の一つにある。

[委員] 285円は近隣市か全国的平均なのか。

[事務局] 京都府も全国も概ね285円である。

[委員] 今日の質疑を通じて、実施する事で対応できる部分や実施に向けて検討する事で改めて見えてくる部分もある事がわかった。

他に山積する教育課題もあり、財政的にも大変ではあるが、中学校給食の実現に向けて検討をしていくべきではないかと思う。この方向性に異議はないか。

[委員] 異議なし。

日程第4 議案第1号 平成28年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

委員長より、本件は市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する

する法律第14条第7項により「非公開」とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

また、委員長より本議案のうち、「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による廃止前の宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」について、教育長、石田肇氏の一身上に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、石田教育長の退席を求める旨の説明があり、石田教育長が退席する。

[説明] 本議案は、平成28年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市議会提案を前に、宇治市長から1月10日付けで教育委員会の意見を聴取されているものであり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

まず、議案第1号のうち、「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による廃止前の宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつ

いて」については、宇治市特別職報酬等審議会にて、毎年度、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考えに基づき、市議会議員の報酬額並びに市長、副市長、教育長の給料の額の改定状況等の審査を行っている。今年度についても、本市の財政状況、府内各市及び全国類似団体等における財政指標等の状況を見据え、改定状況等の関係資料を基に検討が行われ、検討の結果、市議会議員の報酬並びに市長、副市長、教育長の給料の額はいずれも「据え置く」、期末手当については人事院勧告等を踏まえ、0.1ヶ月引き上げるとの判断となった。

これらの答申及び意見具申を踏まえた今回の主な改正点としては、期末手当については、平成28年度から支給割合を0.1ヶ月引き上げ、市長・副市長・教育長の給料の額については、一般職の管理職員において、平成28年4月から最大4%の給料減額措置を実施していること等を踏まえ、附則により平成29年2月以降に支給する給料の月額について、5%の減額措置を行うものとされたものである。

[質 疑]

[委 員] 給料は上がるのか。

[事務局] 給与は5%減額される。

[委 員] 上がるかと思ったが、実質下がるのか。

[事務局] その分期末勤勉手当が上がる。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

(石田教育長が復席する)

[説 明] 本案件は、「平成28年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について」のうち、「平成28年度宇治市一般会計補正予算(第4号)」について、学校教育課の大久保小学校給食調理委託事業の入札不調による債務負担行為の変更を行うものである。なお、限度額の変更にあたり、他4校の契約額を踏まえ、再入札に必要な額を増額するものである。

[質 疑]

[委 員] 不調の主たる原因は何か。

[事務局] 主たる原因は、給食市場の給食調理を取り巻く状況が大きく変わっているという事が挙げられる。労働者の賃金が上がった等ではなく、企業が労

働環境の整備を求められている事によるという事が、聞き取りを行うなかでわかった。

具体的には、これまでの調理補助員を中心とした人員配置から、確かな調理技術を持った調理員を配置する、調理補助員は補助業務に徹するなど業務分担・役割を見直す流れが給食市場を取り巻いており、企業側にも求められている。この賃金差が大規模調理校で顕著に現れたと、市教委では市場関係者からの聞き取りを通じて把握しているところである。

[委員] この一件がすでに落札している件に波及しているという事はなく、当該校だけの問題と理解していいのか。

[事務局] 今回については、大久保小学校特有の事象による増額であるとは受け止めていない。大久保小学校以外の4校は食数が非常に少なく、400食から500食程度の学校ばかりであり、一方、大久保小学校は900食を超える大規模調理校となっている。

以上のことから、今般の入札結果を踏まえ大久保小学校を含む大規模調理校についての入札の考え方について、他に影響する事がないように、改めて整理していきたい。

[委員] 大規模調理校は、調理が大変という実態があるのか。

[事務局] 食数が多い場合、労働環境が大きく影響しており、調理補助員を中心とした調理環境ではなく、調理員を中心の職場に整えるという事が大幅な値上げにつながったのではないかとと思われる。

[委員] 全国的な動向が本市にも影響しているという事なのか。

[事務局] 先ほど説明した市場の動向という意味では、調理業界の裾野が、特別養護老人ホームや大規模な総合病院などにも広がり、買い手から売り手を中心とした市場へと変わってきているという事も、一つの要因として考えられる。

[委員] いずれにしても来年度の児童の給食が円滑に進むよう努力してほしい。

[事務局] 承知しました。

[委員] 予算額と予定額との違いは何か。

[事務局] 予算編成時期には、児童数の推計や賃金の動向を踏まえ、少し大きめに予算を編成している。しかし、発注する際にはこれまでと同様の金額で予定価格を設定しており、予算額と予定価格に違いが生じている。

[委員] 大久保小学校の落札額は、前回落札された金額なのか。

[事務局] 前回の最低入札額は6,912万円であり、この額も参考にし、必要な経費を精査した額となっている。

[委員] 伊勢田小学校は、予定価格と落札額が一致している。何か特別な事情があるのか。

[事務局] 特別な事情は特になく、これまでから予定価格と同額で落札した落札結果はあった。伊勢田小学校は、他の3校よりも若干食数が多いという事も

要因にあるかもしれないが、何か特別な要因があり一致したというわけではない。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が1月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 (午前8時40分)